

令和元年10月1日から

3歳児から5歳児までの保育所を利用する子どもたちの 保育料が**無償化**されます

0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

3歳児から5歳児クラス

3歳児から5歳児クラスの子どもの保育料が無償化

<無償化の対象外となるもの>

給食費、延長保育手数料、私的契約児保育料、保護者会費、保育用品費等

給食費は実費負担になります

ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと第3子以降（3人以上が同時に保育園等に通園する場合の3人目以降に限ります。）の子どもたちについては、副食代（おかず・おやつ）が免除されます。

≪令和元年度の給食費≫

主食代950円+副食代4,500円を口座振替で徴収します。

土曜日を利用する場合は、現金にて別途徴収します。

延長保育手数料は無償化の対象外です

標準時間認定を取得できるにも関わらず、短時間認定で延長保育を利用している方は、8月末までに標準時間認定への切替を行ってください。

私的契約児保育料は無償化の対象外です

0歳児から2歳児クラス

0歳児から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の保育料が無償化

きょうだい軽減は現行制度を継続します

子どもが2人以上同時に保育所等を利用する0歳児から2歳児までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

ただし、年収360万円未満相当世帯については第1子の年齢は問いません。

給食費の徴収はありません

0歳児から2歳児クラスは、保育料に給食費が含まれています。



お問い合わせ先

江南市役所 保育課 0587-54-1111（内線241・242）